

保育指数計算例

令和7年度なかよし会入所のための選考は、保護者の就労状況に応じた保育指数を合算し、調整基準による加算・減算をおこなって得られた指数を使用します。

例 1

保護者が2人とも事業所に常時雇用されている家庭で、1学年生の児童が対象の場合（優先順位は常勤が適用されるため「2位」になります）

$$\text{保護者保育指数} \quad 9 \quad \times \quad 2 \text{人} = \quad 18$$

$$1 \text{ 学年生加算} \quad 6$$

$$\text{合計保育指数} \quad 18 + \quad 6 \quad = \quad \underline{\underline{24}}$$

例 2

保護者のうち1人が事業所に常時雇用され、もう一人がパート雇用6時間/日・月17日間就労されている家庭で、1学年生の児童が対象の場合（優先順位はパート6時間が適用されるため「4位」になります）

$$\text{保護者保育指数} \quad 9 \quad + \quad 7 \quad = \quad 16$$

$$1 \text{ 学年生加算} \quad 6、\text{就労日数による減算} \quad -2$$

$$\text{合計保育指数} \quad 16 + \quad 6 \quad - 2 = \quad \underline{\underline{20}}$$

例 3

保護者がひとり親家庭であり、事業所に常時雇用されている家庭で、小学校1年生の児童が対象の場合（優先順位は常勤が適用されるため「2位」になります）

$$\text{保護者保育指数} \quad 9$$

$$1 \text{ 学年生加算} \quad 6、\text{ひとり親家庭による加算} \quad 5$$

$$\text{合計保育指数} \quad 9 + \quad 6 \quad + \quad 5 \quad = \quad \underline{\underline{20}}$$

例2、例3の家庭ともに保育指数が「20」となり同列になります。この場合優先順位が高い方から入所決定されまので、例3の家庭が優先されます。

